

年金振込口座の公金受取口座登録について

【意向確認書に関するご案内】

この度、お送りしました「意向確認書」は、年金振込口座を公金受取口座(※)として登録することについて同意されるか、お客様のご意向を確認させていただくための書類です。

「意向確認書」に記載されている内容をご確認いただき、**公金受取口座への登録に同意する場合、お手続きは不要です**。後日、年金振込口座を公金受取口座として登録します。

公金受取口座への登録に同意しない場合は、意向確認書に添付されている「公金受取口座登録不同意申出書」をご返送ください。公金受取口座として登録されません。

(※) 公金受取口座登録制度については、同封のデジタル庁リーフレットをご覧ください。

■ 手続きの流れ

「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」の記載内容を確認

公金受取口座への登録を希望する
(同意の場合)

公金受取口座への登録を希望しない
(不同意の場合)

お手続きは不要です

「公金受取口座登録不同意申出書」
をご返送ください

公金受取口座として登録

公金受取口座として登録されない

※後日、デジタル庁から登録結果の通知が届きます。

■ 不同意の場合のお手続き方法

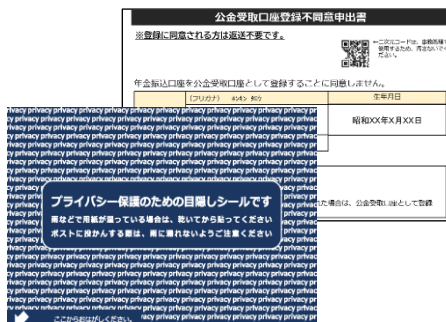
①切り取り線にそって不同意申出書を切り離す。

②不同意申出書に目隠しシールを貼り、裏面の差出人欄を記入。

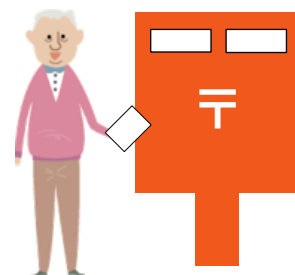
③不同意申出書をポストに投函。



不同意申出書の切り取り線と記入欄の図解。赤い枠で切り取り線と記入欄が示されています。



不同意申出書に目隠しシールを貼る様子。シールの貼付位置と記入欄が示されています。



■ よくあるご質問(Q&A)

Q1: 公金受取口座への登録に同意します。何か手続きが必要ですか。

A1: 公金受取口座への登録に同意される場合、お客様のお手続きは不要です。
意向確認書を受け取ってから3～4カ月後に登録が完了し、デジタル庁からハガキまたはマイナポータルにより登録結果が届きます。

Q2: 不同意申出書はいつまでに返送すればよいですか。

A2: 意向確認書を受け取ってから45日以内にご返送ください。
(返送期限の目安は不同意申出書の下部に記載しております。)

Q3: 不同意申出書を返送した場合でも、後で公金受取口座の登録手続きはできますか。

A3: マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録手続きを行うことができます。

Q4: 意向確認書に記載されている年金振込口座とは別の口座を登録できますか。

A4: 今回のご案内では、意向確認書に記載されている年金振込口座以外の口座を公金受取口座として登録することはできません。
公金受取口座として別口座の登録を希望される場合は、不同意申出書をご返送いただくとともに、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録の手続きを行ってください。

Q5: 不同意申出書の返送期限を過ぎてしまったのですが、登録したくありません。登録手続きを止めることはできますか。

A5: 返送期限は目安です。経過した後にご返送いただいても間に合う場合がありますので、意向確認書照会専用フリーダイヤルへお問い合わせください。
なお、登録が行われてしまった場合は、お手数ですが、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で取消の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

意向確認書および不同意申出書についてのご不明な点は、こちらの電話番号にお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、「照会番号(意向確認書に記載のもの)」がわかるものをご用意ください。

《意向確認書照会専用フリーダイヤル》

☎ 0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL: 050-3524-7372

受付時間

月曜日	8:30～19:00
火曜日～金曜日	8:30～17:15
第2土曜日	9:30～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
※第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

 **公金受取口座登録制度に関するご相談は、意向確認書に記載の「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120-95-0178)にお問い合わせください。**

※上記の「よくあるご質問(Q&A)」についてもご確認ください。